

説明書

次のとおり、参加者の有無を確認する公募手続を開始します。

2026年 8月 31日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 上松 英司

1 当該招請の主旨

本業務は、有ヒンジ PC 箱桁に生じた中央ヒンジ部の長期的な沈下現象に対し、過年度業務で実施した垂れ下がり要因の影響度評価結果を踏まえ、他橋への展開が可能な評価手法を構築することを目的とする。このため、材料特性評価および長期挙動予測手法の高度化に向けて、損傷メカニズム解明に資する実験計画の策定、構造材料連動解析を活用したクリープ特性評価式の構築、ならびに過年度業務で実施した簡易法（ファイバーモデルによる線形解析）と、本業務で実施する詳細法（材料構造連成応答解析）の適用範囲および評価精度に関する検討を実施する。なお、本業務の実施にあたっては学識者および有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を踏まえながら検討を行うこととする。

したがって、本業務を行うにあたっては、

- ①有ヒンジ PC 箱桁の中央ヒンジ部の沈下挙動に関する解析の検討について技術的知見を有していること
- ②当社の技術審議会※と一貫した検討が可能な有識者委員会を組織できること

(※: <https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyoku/council/index.html>)

が求められる。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という）は、下記の通り本業務にあたって必要とされる実績および体制を有する。

- ①過年度に実施した業務において、有ヒンジ PC 箱桁の中央ヒンジ部の沈下挙動に関して、原因検討および沈下の解析的な評価手法の検討を実施しており技術的な知見を有している。
- ②当社技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を有している。

これらのことから、本業務の遂行に当たっては、技術的要件を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外のもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3 に示す応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、当該法人との契約手続に移行する。

なお、3 に示す応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、当該法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 有ヒンジ PC 箱桁における長期挙動評価手法の高度化および適用性検討業務
- (2) 業務目的 別表ー 1 「業務の目的」のとおり
- (3) 業務内容 別表ー 1 「業務内容」のとおり
- (4) 履行期間 別表ー 1 「業務期間」のとおり
- (5) その他

本業務は、賃金等の変動に対処するための建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく請負代金額の変更（業務スライド）の試行対象業務である。

3 応募要件

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件

次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

- 1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第 6 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 技術提案書の特定時に阪神高速における2025年度～2028年度測量・建設コンサルタント等の競争参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- 4) 参加意思確認書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 企業の業務実績に関する要件

2016年度以降から公示日までに元請けとして完了した次の業務実績を有すること。

(I)、(II) の全ての業務実績を有すること。

(I) 有ヒンジPC箱桁の中央ヒンジ部の沈下挙動に関する構造解析業務

(II) コンクリート構造物に関する有識者委員会の組織・運営業務

1 件の業務で複数の要件を満たしても良いし、複数の業務を合わせて全ての要件を満たしても良い。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置を行ったことにより完了していない業務についても対象とする。その場合は、最新の契約内容がわかる証明書類に加え、一時中止について受発注者間で合意したことがわかる証明書類を添付す

ること。

(3) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は、参考－2「資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について」を参照のこと。

(4) 配置予定技術者に関する要件

1) 保有資格

次のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

・管理技術者

技術士（総合技術監理部門：「建設-鋼構造及びコンクリート」）

技術士（「建設部門-鋼構造及びコンクリート」）

RCCM（「鋼構造及びコンクリート部門」）

2) 業務経験

2016年度以降公示日までに完了した次の業務経験を有すること。ただし、管理技術者又は担当技術者として従事したものに限る。

・管理技術者

(I) の業務実績を有すること。

(I) 有ヒンジPC箱桁の中央ヒンジ部の沈下挙動に関する構造解析業務

3) 手持ち業務量

公示日現在の手持ち業務量（プロポーザル方式により特定後未契約のものを含む。）は、次のとおりとする。

・管理技術者

全ての手持ち業務の契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）合計が5億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務の詳細は、別紙－1を参照すること。

4) 雇用関係

配置予定技術者は、参加意思確認書の提出者の企業に公示日の3ヶ月以上前から雇用された者でなければならない。

(5) 業務実施体制に関する要件

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

①再委託の内容が主たる部分の場合

②業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

4 手続等

(1) 担当部署

経理部 契約課

(所在地) 〒530-0005 大阪市北区中之島三丁目 2 番 4 号 中之島フェスティバルタワー・ウエスト 9 階

(電話) 06 - 6203 - 8888

(E-mail) keiyaku-hs@hanshin-exp. co. jp

(2) 説明書等の交付期間及び方法

1) 交付期間 2026年8月31日(月) から 2026年9月10日(木) まで

2) 交付方法

下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記(1)の担当部署にその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ(建設コンサルタント業務等の入札公告ページ)
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

3) 交付図書のダウンロード手順

2) のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限 2026年9月10日(木) 午後4時

持参する場合は、上記期限までの毎日(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいい、以下「休日」という。)を除く。)午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで。郵送等による場合は、上記提出期限必着とする。

2) 提出方法 下記①又は②のいずれかによること。

①上記(1)の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス(以下「電子メール等」という。)により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。(電子ファイルサイズが合計10MBを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること)

②上記①によることが困難な場合、持参、郵送等(一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。)によることができる。

3) 提出場所 (1) に同じ。

4) 提出された参加意思確認書及び添付資料は返却しない。

5) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする。また、提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 質問の受付期間及び回答

本業務に関連する交付図書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。なお、「質問」欄には見積内容、会社名等を記載しないこと。

- 1) 受付期間 2026年8月31日(月) 午前10時から
2026年9月 4日(金) 午後 4時まで
- 2) 受付場所 上記(1)に同じ(電子メール等の場合は、着信を確認すること。)
持参する場合は、上記期間の毎日(休日を除く。) 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで。
- 3) 質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から3日(休日を含まない。) 以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。
 - ①閲覧場所 阪神高速ホームページ(建設コンサルタント業務等の入札公告ページ)
 - ②閲覧期限 2026年9月10日(木) 午後 4時まで

(5) 参加意思確認書の作成及び記載上の留意事項

- 1) 参加意思確認書の作成方法
参加意思確認書は、様式-1から様式-5、様式-12、13、14のとおりとする。なお、規格はA4判で、文字サイズは10ポイント以上とする。
- 2) 参加意思確認書の記載内容に関する留意事項
 - a) 別添の各様式に記載の注記に従い作成すること。
 - b) 記載内容が制限ページ数を超えた場合、超えたページの記載内容に対しては評価を行わない。
 - c) 指定様式の提出が無い場合は、他の様式の記載事項から当該様式の記載事項の存在が推定できる場合であっても、当該様式の記載事項が無いものと認める。
- 3) 本業務に関する閲覧資料の有無 有
なお、過年度業務「有ヒンジPC箱桁の経時挙動に関する解析的検討業務」の成果品については、参加意思確認書の提出者のうち、応募要件を満たすと認められ技術提案書の提出者として選定された者のうち希望者に対して、守秘義務誓約書の提出と引き換えに交付する。

5 審査結果の通知に関する事項

- (1) 提出された参加意思確認書について審査を行った結果、応募要件を満たすと認められた者に対しては、技術提案書の提出者として選定された旨を書面により通知する。
- (2) 技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、契約責任者に対して応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。書面は持参することにより提出するものとし、郵送等、FAX又は電子メール等によるものは受け付けない。
- (4) 上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内

に書面により行う。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明請求の受付場所及び時間

①受付場所 上記4 (1) に同じ。

②受付時間 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで（休日を除く。）

6 再苦情の申し立てに関する事項

応募要件がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、上記5. (4) の回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。

(1) 受付窓口：上記4 (1) に同じ。

(2) 受付時間：毎日（休日を除く）午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで

7 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対して技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限
2026年10月5日（月）午後4時まで

(4) 提出された参加意思確認書及び添付資料は、参加意思確認書の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(5) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することができない。

(7) 参加意思確認書の内容に不明な点等がある場合は、問い合わせを行うことがある。また、参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止の措置を行うことがある。

(8) 3 (4) 1) の競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加意思確認書を提出することができるが、プロポーザル方式による技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書の提出時において、当該認定を受けていなければならない。

(9) 入札参加を認め又はその資格を与えた者が契約の締結までの間に阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則別表に掲げる措置要件に該当すると認められたときは、その者の入札参加資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

(10) 入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライ

ン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係政府省庁
施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

以 上

【手持ち業務量】

- (1) 「手持ち業務」は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が500万円以上の業務を対象とする。
- (2) 手持ち業務量は、プロポーザル方式による特定後未契約のものを含むものとする。特定後未契約の手持ち業務は、参考見積金額を契約金額とする。
- (3) 年度を跨ぐ複数年契約の場合及び設計共同体として受注した場合の手持ち業務量は、以下のとおり算定する。

1) 複数年契約の場合

契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。

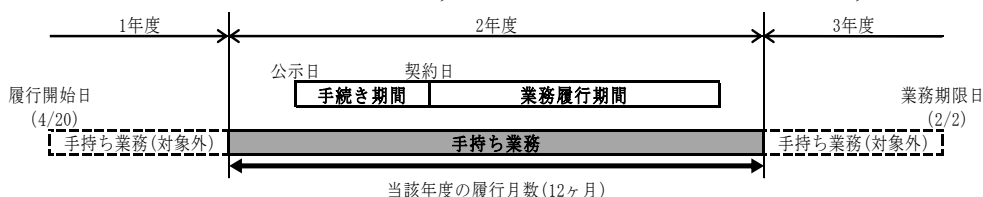
2) 設計共同体として受注した場合

契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額に出資比率を乗じた金額とする。テクリスに登録されている業務については、テクリス登録の請負金額とするが、出資比率を確認するため、出資比率が確認できる資料（契約書等）を添付すること。提出された資料により出資比率が確認出来ない場合は、出資比率を100%として算定する。

<例 1>

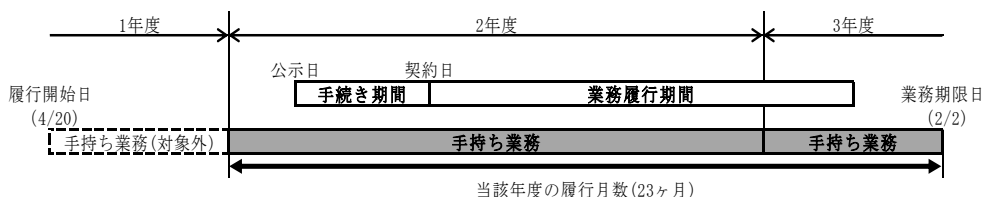
【公示日現在のA社の手持ち業務】 契約金額：15,000万円、履行月数：35ヶ月

- ・発注業務が単年の場合の手持ち業務量：15,000万円×（12ヶ月／35ヶ月）＝5,143万円



- ・発注業務が複数年に跨ぐ場合の手持ち業務量：15,000万円×（23ヶ月／35ヶ月）

＝9,858万円



<例 2>

【公示日現在のA社の手持ち業務】

A・B設計共同体（A社出資比率：60%） 契約金額：30,000万円、履行月数：35ヶ月

- ・発注業務が単年の場合の手持ち業務量：30,000万円×（12ヶ月／35ヶ月）×60%

＝6,172万円

業務概要 及び 入札・契約方式等

業務名	有ヒンジPC箱桁における長期挙動評価手法の高度化および適用性検討業務	
業務の目的	本業務は、有ヒンジPC箱桁に生じた中央ヒンジ部の長期的な沈下現象に対し、過年度業務で実施した垂れ下がり要因の影響度評価結果を踏まえ、他橋への展開が可能な評価手法を構築することを目的とする。	
業務内容	本業務に係る特記仕様書記載のとおり。	
業務期間	契約締結日の翌日	から 2028年3月10日 まで
WTO協定対象	× 対象外	
選定方式	標準プロポーザル方式	
競争方式	参加意思確認型	
Hi-TeLusの適用	○適用対象	
担い手確保施策	○適用対象	
手続における交渉の有無	無	
随意契約予定の有無	有	本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
火災保険付保の要否	否	
見積書審査方式	× 対象外	
見積書対象内容		
設計審査補助業務の受注実績	認定対象	× 評価対象外
	評価対象	× 評価対象外
その他適用方式等	-	
支払条件	入札保証金	免除
	契約保証金	免除
	前払金 部分払	業務完了時（一部完了時を含む。）に支払う。なお、部分払は履行期間内において４か月に１回の割合とする。